



[03] 令和4年7月30日

会計	縦越	検査	封印
中	中	中	中

受付番号

第14号様式

(その1)

収支報告書 令和4年分

(令和4年7月30日開催分)

(ふりがな) にっぽんみらいさんせいじいわいこうじかい

1 政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区第10支部

政治団体の区分

- | | |
|---|--|
| <input type="checkbox"/> 政 党 | <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第18条の2 第1項の規定による政治団体 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 政党の支部 | <input type="checkbox"/> その他の政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金団体 | <input type="checkbox"/> その他の政治団体の支部 |

2 主たる事務所の所在地 京都府舞鶴市字森53番地ZEROビル
2F

活動区域の区分

- | | |
|--|--------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> 2以上の都道府県の区域等 | <input type="checkbox"/> 同一の都道府県の区域内 |
|--|--------------------------------------|

3 代表者の氏名 井上 一徳

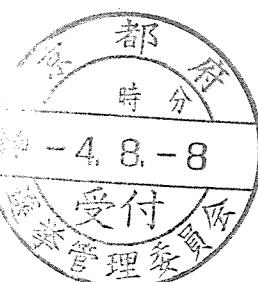
資金管理団体の指定の有無

- | |
|---------------------------------------|
| <input type="checkbox"/> 有 |
| <input checked="" type="checkbox"/> 無 |

国会議員関係政治団体の区分

- | |
|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
第1号に係る国会議員関係政治団体 |
| <input type="checkbox"/> 政治資金規正法第19条の7第1項
第2号に係る国会議員関係政治団体 |

4 会計責任者の氏名 井上 幸子



事務担当者

(氏名) 井上 幸子

(電話) 0773-62-1010

(氏名)

(電話)

公職の種類

資金管理団体

の届出をした

者 の 氏 名

参議院議員候補者

井上 一徳

資金管理団体の指定の期間

令和4年7月1日から

令和4年7月30日まで

(注) 報告対象年の途中で資金管理団体の指定
又は取消をした場合のみ記入

国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間

令和4年2月17日から

令和4年7月30日まで

(注) 報告対象年の途中で国会議員関係政治団体
に該当又は非該当となった場合のみ記入

1 報告書作成に当たっては、「収支報告書記載要領」を参照してください。

2 提出に当たっては、記載のない用紙をはずし、提出部数ごとにとじ直してください。

4.9.13



(その2)

収支の状況

1 収支の総括表

収入総額	十億	百万	千	円
(前年からの繰越額)				0
(本年の収入額)				0
支出総額				0
翌年への繰越額				0

(注) 「(前年からの繰越額)」は前年の報告書を確認の上、記載してください。

2 収入項目別金額の内訳

(1) 個人の負担する党費又は会費	十億	百万	千	円
金額				0
員数				0

(注) 「員数」は負担した実人員を記載してください。

(2) 寄附	金額	備考
ア 寄附(イを除く。)の区分		
(ア) 個人からの寄附 (うち特定寄附)	0	
(イ) 法人その他の団体からの寄附	0	
(ウ) 政治団体からの寄附	0	
小計 ((ア)+(イ)+(ウ)) (寄附のうち寄附のあっせんによるもの)	0	
イ 政党匿名寄附	0	
合計 (ア+イ)	0	

(注) 「(うち特定寄附)」は「個人からの寄附」の内書を記載してください。

・「(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)」は「小計」の内書を記載してください。

(その17)

資産等の状況

1 資産等の総括表

資産等の有無			
資産等の項目別区分	有	無	備考
ア 土地	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
イ 建物	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
エ 取得の価額が100万円を超える動産	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。)又は貯金(普通貯金を除く。)	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
カ 金銭信託	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
キ 有価証券	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ク 出資による権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権利	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金	<input type="checkbox"/>	<input checked="" type="checkbox"/>	

(注) ・「□」内には、該当するものに「✓」を記入し、該当資産等がある場合は資産等の項目ごとに様式(その18)に必要事項を記載してください。
・すべての項目に該当がない場合も必ず本様式は提出してください。

(その20)

宣誓書

添付書類(別添のとおり)

- 1 領収書等の写し
- 2 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。)

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和 半年 8月 8日

政治団体の名称 日本維新の会参議院比例区算10支部

会計責任者の氏名

井上



※解散する年のみ

代表者の氏名

井上



(注1) 会計責任者本人が届け出る場合にあっては本人確認書類の提示を、その代理人が届け出る場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示をしてください。ただし、会計責任者の署名又は記名押印がある場合はこの限りではありません。

(注2) 政治団体の解散に伴う報告書の場合は会計責任者の氏名の他、代表者の氏名を記載してください。また、代表者及び会計責任者本人が提出する場合にあっては本人確認書類の提示を、これらの者の代理人が提出する場合にあっては当該代理人の権限を証する書面及び本人確認書類の提示をしてください。ただし、代表者及び会計責任者の署名又は記名押印がある場合はこの限りではありません。

政治資金監査報告書

令和 5 年 1 月 13 日

日本維新の会参議院比例区第 10 支部

代表 井上一徳 殿

登録政治資金監査人 小林 順成
登録番号 第 5196 号

研修修了年月日 平成 29 年 2 月 6 日



1 監査の概要

(1) 私は、政治資金規正法（以下「法」という。）第 19 条の 13 第 1 項の規定に基づき、日本維新の会参議院比例区第 10 支部の令和 4 年に係る法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領收書等、領收書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書について、支出に関する政治資金監査を行った。

(2) この政治資金監査は、法第 19 条の 13 第 2 項に定めるところにより政治資金適正化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」（以下「政治資金監査マニュアル」という。）に基づき行った。

(3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領收書等、領收書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告することにある。

(4) この政治資金監査は、日本維新の会参議院比例区第 10 支部の主たる事務所において行った。

2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

(1) 法第 19 条の 13 第 2 項第 1 号に規定する事項について、会計帳簿が保存されていた。

なお、政治資金監査の対象期間においては、日本維新の会参議院比例区第 10 支部に係る支出ではなく、明細書、領收書等、領收書等を徴し難かつた支出の明細書等及び振込明細書は存在しなかった。

(2) 法第 19 条の 13 第 2 項第 2 号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国議員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、当該国議員関係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた。

(3) 法第 19 条の 13 第 2 項第 3 号に規定する事項について、法第 17 条第 1 項に規定する収支報告書は、会計帳簿に基づいて、支出が計上されていない状況が表示されていた。

(4) 法第 19 条の 13 第 2 項第 4 号に規定する事項について、領収書等を徵し難かった支出の明細書等は、存在しなかった。

3 業務制限

日本維新の会参議院比例区第 10 支部と私の間には、法第 19 条の 13 第 5 項の規定に違反する事実はない。

また、日本維新の会参議院比例区第 10 支部と政治資金監査の業務を補助した使用者その他の従業者との間においても、同様である。

以上